

回 覧

令和6年度玉川村生ごみ処理機等購入費補助金制度について

村では一般家庭から排出される生ごみの減量化と有機資源の循環を実行するため、電動式生ごみ処理機の購入またはレンタル、及びコンポスト容器、EMぼかし容器を購入された方に対して、予算の範囲内で購入費の一部を補助します。

○補助金額

品目	定義	補助率（額）	補助基数
電動式生ごみ処理機（購入）	電気を利用して生ごみを攪拌、乾燥する等の方法により生ごみを減量化、及び堆肥化する乾燥式電化製品	購入価格の1/2以内とし、30,000円を限度とする。	1世帯につき1基を限度とする。
電動式生ごみ処理機（レンタル）		賃料の月額1/2以内で、1カ月上限1,000円とし、30カ月を限度とする。	
コンポスト容器	庭や畑に置き、土の中の微生物や小動物により生ごみを分解・発酵させ、堆肥化する容器	購入価格の1/2以内とし、5,000円を限度とする。	1世帯につき1基を限度とする。
EMぼかし容器	EMぼかし菌類を使って、生ごみを発酵させ堆肥化する容器	購入価格の1/2以内とし、5,000円を限度とする。	1世帯につき1基を限度とする。

○補助対象者

- (1) 村内に住んでいる方
- (2) 処理機等を自ら使用し、これを適切に維持管理できる方
- (3) 村税等に未納がない方（補助対象者及び同居する世帯全員が対象となります。）
- (4) 前回の購入、賃貸借（以下「レンタル」という。）から5年以上が経過していること。

○申請方法等

【提出書類】

- (1) 生ごみ処理機等購入費補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 村税等完納誓約書（様式第2号）
- (3) 生ごみ処理機等購入費補助金交付請求書（様式第4号）
- (4) 処理機等購入の領収書の写し
ただし、レンタルの場合は、賃貸借期間、月額賃料及び支払いが確認できる書類で、年度末に申請し、上限額に達するまで申請することができる。
- (5) 処理機等の仕様や機能が分かる書類
- (6) 振込口座が分かる預金通帳等の写し
- (7) その他村長が必要と認める書類

- ・申請用紙等は役場住民税務課に用意してあります。また玉川村ホームページからもダウンロードできます。

○申請書類等の提出先及びお問い合わせ先

〒963-6392 玉川村大字小高字中畷9番地
玉川村役場 住民税務課 電話 0247-57-4624